

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価準備書
 審査部会における意見概要、事業者の見解及び部会報告(案)

1. 大気質

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	高田委員	227	大気質の調査地点について、山側の北東側とか北北東側はあまり地点がない。恒常的に人が住まわれている所というのは大事で、事後調査で臨機応変に測定地点を検討すると書かれているので、その辺も十分配慮された方が良いのではないか。	事後調査では、今回準備書に示した調査地点と併せて、住民から意見のあった地点についても、住民との協議において、改めて偏りのないよう検討してまいります。	大気質の事後調査地点については、今回準備書に示された調査地点と併せて、住民から意見のあった地点についても、偏りのないよう、十分配慮のうえ検討すること。
2	樋口委員	281	予測のための煙突排出ガスの諸元が記載されているが、施設発注の性能条件と考えてよいか。	準備書に記載の排出濃度は、要求水準書の排出基準値であり、性能条件となります。	確認事項

2. 騒音・振動・低周波音・悪臭

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	樋口委員	419	悪臭の拡散予測について、排出条件を事例より臭気濃度 3,700 としたとあるが、引用した事例があるのならば記載しておいてはどうか。	臭気濃度 3,700 は、東京都 23 区組合の公表資料から最新データの中の最大値を用いていますので、その旨を評価書に記載します。	確認事項
2	樋口委員	419	気象条件の予測のうち、ダウンドラフト時の大気安定度は A としているが、大気質の拡散予測時と違いがあるが、最大濃度の取り方が違う等理由があるのか。	悪臭の拡散予測の気象条件は、基本的に大気の最も高くなる気象条件を採用しておりますが、ダウンドラフトでは拡散時間が異なるため悪臭では大気安定度 A の条件について準備書に記載しています。	確認事項

3. 水質

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	藤井部長	443	水質について、環境保全措置として濁水やその辺りは常時監視されていくということでよいか。 濁水が非常に強く出ているなど、異常があればその対策をどう取られるのか。	常時ではなく、大雨や台風の際には必要に応じて測定を行うよう検討いたします。 準備書の p443 に示すとおり、沈砂設備を設ける環境保全措置を講じる計画であるため、ご指摘のことは無いと考えております。	確認事項

4. 動物・植物・生態系

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	前迫委員	506	事業対象地域と、その他の生態系の図について、この事業対象実施区域の所は変更されるけれども、その他の所は全く現状維持なのか、あるいは何らかの整備をされるのか。	対象事業実施区域以外、その他の区域の変更はありません。	確認事項

5. 景観

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
1	前迫委員	525-537	<p>景観との関係性で、真四角なものが突然色んな眺望で現れるというのと、若草山とかいわゆる大和青垣の景観の中に位置しているのが非常に顕著に見えるので、デザインをどれぐらい考えておられるのかお聞きしたい。</p> <p>調和していない形が入っているので、十分に検討していただきたいということで、どこかに明記していただければありがたい。</p>	<p>施設のデザインについては、設計・施工を行う総合評価落札方式参加事業者への要求水準書の中に、「外観はシンプルなデザインとし、周辺環境と調和を図り、周辺住民にとって親しみやすい施設にする。」としています。煙突についても煙突計画に「外筒は、デザインに配慮し地域のランドマークとなるよう、形状・色彩計画を行うこと。」としており、このような提案をするよう求めてまいります。</p> <p>景観への影響に係る環境保全措置については、準備書のp537に明記しておりますが、このことを含め必要に応じて、要求水準書の内容を評価書にも反映させます。</p>	<p>施設及び煙突が出現することにより周辺の眺望景観に変化が生じることから、施設の形状・色彩等の外観については周辺環境及び景観との調和に配慮した上で決定すること。</p>
1-2	高田委員	525-537	<p>外観についても煙突計画と同じく、形状・色彩計画を行うことというような提案を総合評価落札方式参加事業者に求めることが出来ないか。要求水準書は公表済とのことだが、どこかに担保出来るような形はとれないか。</p>	<p>今後、総合評価落札方式参加事業者との対面的対応があるため、その場で景観配慮事項を伝えます。</p>	
2	高田委員	525-537	<p>景観に調和した、というのをどの程度評価する予定なのか、どういう方向で評価するのか。</p>	<p>事業者選定委員会が「落札者決定基準」に基づく審査を行い、総合評価落札方式参加者提案書の技術評価点が決定されます。</p>	<p>確認事項</p>

6. 廃棄物等

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
1	山田委員	560-561	表 7.13-6 に施設の稼働により発生する廃棄物とその量の予測結果が示されているが、これは、組合を構成する各市町村が現在行っているごみ処理で発生させている廃棄物に比べてどのように改善されることになるのか、総量は、どの程度減少、あるいは増加することになるのか。 それらのことも考慮して本事業の評価をしてほしい。	平成 28 年 12 月組合で策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、焼却灰及び飛灰の発生量は、平成 27 年度ベースで約 11,113t/年となります。 準備書の表 7.13-6 に示す焼却灰及び飛灰の発生量は、7,476～9,599 t/年ですので、約 10～30%の削減となる見込みです。 評価書において、これらの概要を整理して追記します。	ア 施設の稼働により発生する廃棄物（焼却灰及び飛灰）の発生量について、組合を構成する各市町村での現在の処理による廃棄物量と比較し、概要を整理して評価書に記載すること。
1-2	山田委員	560-561	なぜ焼却灰及び飛灰の発生量が 10～30%の削減が可能になったのか。集められるごみの量が減ることになるのか、新しい施設で上手に処理するから少なくなるのか。	将来の人口減少及びそれに伴うごみ量の削減、組合内の分別基準を統一することによりリサイクル率を向上させ可燃ごみ量を削減及び新施設の性能を加味することで 10%から 30%削減と予想されました。	イ 施設から排出される廃棄物と、施設に搬入される廃棄物を区別できるよう分かりやすい表現を用い、評価書に記載すること。
1-3	山田委員	560-561	発生するごみ量が少なくなっていくのは、各市町村での努力の結果そうなる。新しい施設でうまく処理して、焼却灰を減らす。リサイクル施設を設けて、燃やさなくても良いものは資源として利用することによって減少する。といったことを、分かる範囲で評価書に書いていただきたい。	上記 1 及び 1-2 をふまえ、評価書において、これらを整理して追記します。	
2	山田委員	560-561	施設から排出される廃棄物と、施設に入ってくる方の廃棄物を誤解するところがあるので、区別できればわかりやすいのではないかと。 例えば、入ってくる廃棄物の方は「ごみ」とするとか、出て行く方は「焼却灰」とするとか、見ていくときに廃棄物というのはどっちの廃棄物なのか分かるようにしていただきたい。	分かりやすい記載となるよう検討いたします。	

7. その他

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
1	前迫委員		白川ダムが農業用水になるということだが、大気中の物質や、水質が流れ込む形になるのか。 地形的にダムの方に、雨水なり何なりの形で、施設から出る水は川の方へ行くと思うが、ダムに流入する物質、水質はどういう風にダムと関係するのか。	白川ダムは焼却施設及び粗大・リサイクル施設よりも標高の高い位置にあるため、施設関係の水は雨水であってもダムには流入しません。	確認事項
2	成瀬委員		廃棄物搬入車両の通行による交通安全対策及び環境配慮が必要ではないか。	住民説明会でも交通安全対策の要望がありますし、準備書 p555 の環境保全措置にも記載のとおり、運転者への安全教育の徹底、指定ルート走行の指導、苦情窓口設置、焼却施設の東側に隣接する無信号交差点への信号機設置協議などを行ってまいります。	廃棄物搬入車両の通行については、地元住民の要望もあることから、沿道の交通安全対策等、周辺道路及び生活環境への影響をできる限り低減すること。
2-2	樋口委員		廃棄物搬入車両について、低公害車等の環境配慮型の運用を促すよう求める等の対応は取れないか。	搬入車両について、今後買い換える際には低公害車を促していきたいと考えています。	確認事項